

昭和二十七年法律第七百七十六号

宅地建物取引業法

目次

第一回 総則（第一条・第二条）	第二回 免許（第三条・第十四条）
第二回 免許（第三条・第十四条）	第三回 宅地建物取引士（第十五条・第二十四
第三回 宅地建物取引士（第十五条・第二十四	四回 宅地建物取引業（第二十五条・第三十
四回 宅地建物取引業（第二十五条・第三十	五回 営業保証金（第二十五条・第三十
五回 営業保証金（第二十五条・第三十	六回 業務（第二十六条・第二
六回 業務（第二十六条・第二	七回 第一節 通則（第三十一条・第五十条の二の
七回 第一節 通則（第三十一条・第五十条の二の	八回 第二節 指定流通機構（第五十条の二の五
八回 第二節 指定流通機構（第五十条の二の五	九回 第三節 指定保管機関（第六十三条の三・第
九回 第三節 指定保管機関（第六十三条の三・第	十回 第四節 指定保証機関（第五十一条・第六十
十回 第四節 指定保証機関（第五十一条・第六十	十一回 第一章 総則（第六十四条の二・第五十
十一回 第一章 総則（第六十四条の二・第五十	十二回 第二章 宅地建物取引業（第六十五条・第六十
十二回 第二章 宅地建物取引業（第六十五条・第六十	十三回 第三章 宅地建物取引士（第六十六条・第六十
十三回 第三章 宅地建物取引士（第六十六条・第六十	十四回 第四章 営業保証金（第六十七条・第六十
十四回 第四章 営業保証金（第六十七条・第六十	十五回 第五章 業務（第六十八条・第六十
十五回 第五章 業務（第六十八条・第六十	十六回 第六章 監督（第六十九条・第七十一条の四
十六回 第六章 監督（第六十九条・第七十一条の四	十七回 第七章 雜則（第七十三条・第七十八条の四
十七回 第七章 雜則（第七十三条・第七十八条の四	十八回 第八章 罰則（第七十九条・第八十六条）
十八回 第八章 罚則（第七十九条・第八十六条）	十九回 第九回 附則

第二回 総則（第一条・第二条）

第三回 宅地建物取引業（第二十五条・第三十

四回 営業保証金（第二十五条・第三十

六回 業務（第二十六条・第二

七回 第一節 通則（第三十一条・第五十条の二の

八回 第二節 指定流通機構（第五十条の二の五

九回 第三節 指定保管機関（第六十三条の三・第

十回 第四節 指定保証機関（第五十一条・第六十

十一回 第一章 総則（第六十四条の二・第五十

十二回 第二章 宅地建物取引業（第六十五条・第六十

十三回 第三章 宅地建物取引士（第六十六条・第六十

十四回 第四章 営業保証金（第六十七条・第六十

十五回 第五章 業務（第六十八条・第六十

十六回 第六章 監督（第六十九条・第七十一条の四

十七回 第七章 雜則（第七十三条・第七十八条の四

十八回 第八章 罚則（第七十九条・第八十六条）

十九回 第九回 附則

（目的）

この法律は、宅地建物取引業を営む者に

ついて免許制度を実施し、その事業に対し必要

な規制を行うことにより、その業務の適正な運

営と宅地及び建物の取引の公正とを確保すると

ともに、宅地建物取引業の健全な発達を促進

し、もつて購入者等の利益の保護と宅地及び建

物の流通の円滑化とを図ることを目的とする。

（用語の定義）

第二回 この法律において次の各号に掲げる用語

第一条 この法律において次の各号の定めるところに

よる。

第二回 宅地 建物の敷地に供せられる土地をい

い、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）

第八条第一項第一号の用途地域内のその他の

土地で、道路、公園、河川その他政令で定め

る公共の用に供する施設の用に供せられてい

るもの以外のものを含むものとする。

二 宅地建物取引業 宅地若しくは建物（建物

の一部を含む。以下同じ。）の売買若しくは

交換又は宅地若しくは建物の売買、交換若し

くは貸借の代理若しくは媒介をする行為で業

として行うものをいう。

（免許の申請）

第四回 第三条第一項の免許を受けようとする者

は、二以上の都道府県の区域内に事務所を設置

してその事業を営もうとする場合にあつては国

土交通大臣に、一の都道府県の区域内にのみ事

務所を設置してその事業を営もうとする場合に

あつては当該事務所の所在地を管轄する都道府

県知事に、次に掲げる事項を記載した免許申請

書を提出しなければならない。

一 商号又は名称

二 法人である場合においては、その役員の氏

名及び政令で定める使用人があるときは、そ

者の氏名

三 個人である場合においては、その者の氏名

及び政令で定める使用者があるときは、そ

者の氏名

四 事務所の名称及び所在地

五 前号の事務所ごとに置かれる第三十一条の

二項第六号において同じ。）の氏名

六 他に事業を行つているときは、その事業の

種類

七 前号の免許申請書には、次の各号に掲げる書

類を添付しなければならない。

一 宅地建物取引業経歴書

二 第五条第一項各号に該当しないことを誓約

する書面

三 事務所について第三十一条の三第一項に規

定する要件を備えていることを証する書面

四 その他国土交通省令で定める書面

（免許の基準）

第五回 国土交通大臣又は都道府県知事は、第三

条第一項の免許を受けようとする者が次の各号

のいずれかに該当する場合又は免許申請書若し

くはその添付書類中に重要な事項について虚偽

の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠

けている場合においては、免許をしてはならな

い。

一 破産手続開始の決定を受けて復権を得た

者

二 第六十六条第一項第八号又は第九号に該当

することにより免許を取り消され、その後取消

しの日から五年を経過しない者（当該免許を

取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聽聞の期日及び場所の

公示の日前六十日以内に当該法人の役員（業

務を執行する社員、取締役、執行役又はこれ

らに準ずる者をいい、相談役、顧問、その

いかなる名称を有する者であるかを問わず、

八 免許の申請前五年以内に宅地建物取引業に

関し不正又は著しく不当な行為をした者

（免許の申請）

第四回 第三条第一項の免許を受けようとする者

は、二以上の都道府県の区域内に事務所を設置

してその事業を営もうとする場合にあつては国

土交通大臣に、一の都道府県の区域内にのみ事

務所を設置してその事業を営もうとする場合に

あつては当該事務所の所在地を管轄する都道府

県知事に、次に掲げる事項を記載した免許申請

書を提出しなければならない。

一 商号又は名称

二 法人である場合においては、その役員の氏

名及び政令で定める使用人があるときは、そ

者の氏名

三 個人である場合においては、その者の氏名

及び政令で定める使用者があるときは、そ

者の氏名

四 事務所の名称及び所在地

五 前号の事務所ごとに置かれる第三十一条の

二項第六号において同じ。）の氏名

六 他に事業を行つているときは、その事業の

種類

七 前号の免許申請書には、次の各号に掲げる書

類を添付しなければならない。

一 宅地建物取引業経歴書

二 第五条第一項各号に該当しないことを誓約

する

する書面

三 事務所について第三十一条の三第一項に規

定する要件を備えていることを証する書面

四 その他国土交通省令で定める書面

（免許の基準）

第五回 国土交通大臣又は都道府県知事は、第三

条第一項の免許を受けようとする者が次の各号

のいずれかに該当する場合又は免許申請書若し

くはその添付書類中に重要な事項について虚偽

の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠

けている場合においては、免許をしてはならな

い。

一 破産手続開始の決定を受けて復権を得た

者

二 第六十六条第一項第八号又は第九号に該当

することにより免許を取り消され、その後取消

しの日から五年を経過しない者（当該免許を

取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聽聞の期日及び場所の

公示の日前六十日以内に当該法人の役員（業

務を執行する社員、取締役、執行役又はこれ

らに準ずる者をいい、相談役、顧問、その

いかなる名称を有する者であるかを問わず、

八 免許の申請前五年以内に宅地建物取引業に

関し不正又は著しく不当な行為をした者

（免許の申請）

第四回 第三条第一項の免許を受けようとする者

は、二以上の都道府県の区域内に事務所を設置

してその事業を営もうとする場合にあつては国

土交通大臣に、一の都道府県の区域内にのみ事

務所を設置してその事業を営もうとする場合に

あつては当該事務所の所在地を管轄する都道府

県知事に、次に掲げる事項を記載した免許申請

書を提出しなければならない。

一 商号又は名称

二 法人である場合においては、その役員の氏

名及び政令で定める使用人があるときは、そ

者の氏名

三 個人である場合においては、その者の氏名

及び政令で定める使用者があるときは、そ

者の氏名

四 事務所の名称及び所在地

五 前号の事務所ごとに置かれる第三十一条の

二項第六号において同じ。）の氏名

六 他に事業を行つているときは、その事業の

種類

七 前号の免許申請書には、次の各号に掲げる書

類を添付しなければならない。

一 宅地建物取引業経歴書

二 第五条第一項各号に該当しないことを誓約

する

する書面

三 事務所について第三十一条の三第一項に規

定する要件を備えていることを証する書面

四 その他国土交通省令で定める書面

（免許の基準）

第五回 国土交通大臣又は都道府県知事は、第三

条第一項の免許を受けようとする者が次の各号

のいずれかに該当する場合又は免許申請書若し

くはその添付書類中に重要な事項について虚偽

の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠

けている場合においては、免許をしてはならな

い。

一 破産手続開始の決定を受けて復権を得た

者

二 第六十六条第一項第八号又は第九号に該当

することにより免許を取り消され、その後取消

しの日から五年を経過しない者（当該免許を

取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聽聞の期日及び場所の

公示の日前六十日以内に当該法人の役員（業

務を執行する社員、取締役、執行役又はこれ

らに準ずる者をいい、相談役、顧問、その

いかなる名称を有する者であるかを問わず、

八 免許の申請前五年以内に宅地建物取引業に

関し不正又は著しく不当な行為をした者

（免許の申請）

第四回 第三条第一項の免許を受けようとする者

は、二以上の都道府県の区域内に事務所を設置

してその事業を営もうとする場合にあつては国

土交通大臣に、一の都道府県の区域内にのみ事

務所を設置してその事業を営もうとする場合に

あつては当該事務所の所在地を管轄する都道府

県知事に、次に掲げる事項を記載した免許申請

書を提出しなければならない。

一 商号又は名称

二 法人である場合においては、その役員の氏

名及び政令で定める使用人があるときは、そ

者の氏名

三 個人である場合においては、その者の氏名

及び政令で定める使用者があるときは、そ

者の氏名

四 事務所の名称及び所在地

五 前号の事務所ごとに置かれる第三十一条の

二項第六号において同じ。）の氏名

六 他に事業を行つているときは、その事業の

種類

</

九 宅地建物取引業に関する不正又は不誠実な行為をするおそれがある場合

十 心身の故障により宅地建物取引業を適正に営むことができない者として国土交通省令で定めるもの

十一 営業に関する成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が前各号のいずれかに該当するもの

十二 法人でその役員又は政令で定める使用人のうち第一号から第十号までのいずれかに該当する者のあるもの

十三 個人で政令で定める使用人のうち第一号から第十号までのいずれかに該当する者のもの

十四 暴力団員等がその事業活動を支配する者十五 事務所について第三十三条の三に規定する要件を欠く者

十六 国土交通大臣又は都道府県知事は、第三条第一項の免許をしたときは、免許証を交付しなければならない。

（免許証の交付）

十七 国土交通大臣又は都道府県知事は、第三条第一項の免許をしたときは、免許証を交付しなければならない。

（免許換えの場合における従前の免許の効力）

第十八条 国土交通大臣又は都道府県知事は、第三条第一項の免許を受けた後次の各号の一に該当して引き続き宅地建物取引業を営もうとする場合において同項の規定により国土交通大臣又は都道府県知事の免許を受けたときは、その者に係る従前の国土交通大臣又は都道府県知事の免許は、その効力を失う。

一 國土交通大臣の免許を受けた者が一つの都道府県の区域内にのみ事務所を有することとなつたとき。

二 都道府県知事の免許を受けた者が当該都道府県の区域内における事務所を廃止して、他の一つの都道府県の区域内に事務所を設置する

三 都道府県知事の区域内に事務所を有することとなつたとき。

四 都道府県の規定は、宅地建物取引業者が前項各号の一に該当して引き続き宅地建物取引業を営もうとする場合において第四条第一項の

九 宅地建物取引業に関する不正又は不誠実な行為をするおそれがある場合

十 心身の故障により宅地建物取引業を適正に営むことができない者として国土交通省令で定めるもの

十一 営業に関する成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が前各号のいずれかに該当するもの

十二 法人でその役員又は政令で定める使用人のうち第一号から第十号までのいずれかに該当する者のあるもの

十三 個人で政令で定める使用人のうち第一号から第十号までのいずれかに該当する者のもの

十四 暴力団員等がその事業活動を支配する者十五 事務所について第三十三条の三に規定する要件を欠く者

十六 国土交通大臣又は都道府県知事は、第三条第一項の免許をしたときは、免許証を交付しなければならない。

（免許証の交付）

十七 国土交通大臣又は都道府県知事は、第三条第一項の免許をしたときは、免許証を交付しなければならない。

（免許換えの場合における従前の免許の効力）

第十八条 国土交通大臣又は都道府県知事は、第三条第一項の免許を受けた後次の各号の一に該当して引き続き宅地建物取引業を営もうとする場合において同項の規定により国土交通大臣又は都道府県知事の免許を受けたときは、その者に係る従前の国土交通大臣又は都道府県知事の免許は、その効力を失う。

一 國土交通大臣の免許を受けた者が一つの都道府県の区域内にのみ事務所を有することとなつたとき。

二 都道府県知事の免許を受けた者が当該都道府県の区域内における事務所を廃止して、他の一つの都道府県の区域内に事務所を設置する

三 都道府県知事の区域内に事務所を有することとなつたとき。

四 都道府県の規定は、宅地建物取引業者が前項各号の一に該当して引き続き宅地建物取引業を営もうとする場合において第四条第一項の

規定による申請があつたときについて準用する。

（宅地建物取引業者名簿）

第八条 国土交通省及び都道府県に、それぞれ宅地建物取引業者名簿を備える。

九 宅地建物取引業者名簿を備える。

（宅地建物取引業者名簿）

第八条 国土交通省及び都道府県に、それぞれ宅地建物取引業者名簿を備える。

一 宅地建物取引業者が死亡した場合 その相続人

二 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であつた者

三 宅地建物取引業者について破産手続開始の決定があつた場合 その破産管財人

四 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 その清算人

五 宅地建物取引業を廃止した場合 宅地建物取引業者であつた個人又は宅地建物取引業者を受けた宅地建物取引業者及び国土交通大臣の免許を受けた宅地建物取引業者で当該都道府県の区域内に主たる事務所を有するものに関する次に掲げる事項を、都道府県知事にあつてはその免許を受けた宅地建物取引業者及び国土交通大臣の免許を受けた宅地建物取引業者で当該都道府県の区域内に主たる事務所を有するものに関する次に掲げる事項を登載しなければならない。

一 免許証番号及び免許の年月日

二 商号又は名称

三 法人である場合においては、その役員の氏名及び政令で定める使用者があるときは、その者の氏名

四 個人である場合においては、その者の氏名及び政令で定める使用者があるときは、その者の氏名

五 事務所の名称及び所在地

六 前号の事務所ごとに置かれる第三十三条の七 第五十条の二第一項の認可を受けているとときは、その旨及び認可の年月日

八 その他国土交通省令で定める事項

（変更の届出）

第九条 宅地建物取引業者は、前条第二項第二号から第六号までに掲げる事項について変更があつた場合においては、国土交通省令の定めるところにより、三十日以内に、その旨をその免許を受けた国土交通大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

（宅地建物取引業者名簿等の閲覧）

第十条 国土交通大臣又は都道府県知事は、国土交通省令の定めるところにより、宅地建物取引業者名簿並びに免許の申請及び前条の届出に係る書類又はこれらの写しを一般の閲覧に供しなければならない。

（知識及び能力の維持向上）

第十五条の三 宅地建物取引業者は、宅地又は建物の取引に係る事務に必要な知識及び能力の維持向上に努めなければならない。

かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

4 前項の通知を行政手続法第十五条第三項に規定する方法によつて行う場合においては、同条

第一項の規定により聴聞の期日までにおくべき

相当な期間は、二週間を下回つてはならない。

5 第三項の聴聞の期日における審理は、公開に

より行わなければならぬ。

6 国土交通大臣は、第一項又は第二項の規定による処分をしたときは、その旨を、関係委任都道府県知事に通知するとともに、公示しなければならぬ。

(委任の撤回の通知等)

第十六条の十六 委任都道府県知事は、指定試験機関に試験事務を行わせないこととするときは、その三月前までに、その旨を指定試験機関に通知しなければならない。

2 委任都道府県知事は、指定試験機関に試験事務を行わせないこととしたときは、その旨を公示しなければならない。

(委任都道府県知事による試験の実施)

第十六条の十七 委任都道府県知事は、指定試験機関が第十六条の十四第一項の規定により試験事務の全部若しくは一部を休止したとき、国土交通大臣が第十六条の十五第二項の規定により指定試験機関が天候の停止を命じたとき、又は指定試験機関が天災その他他の事由により試験事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において国土交通大臣が必要があると認めるときは、当該第十六条の二第三項の規定にかかるわらず、当該試験事務の全部又は一部を行うものとする。

2 国土交通大臣は、委任都道府県知事が前項の規定により試験事務を行ふこととなるときは、又は委任都道府県知事が同項の規定により試験事務を行ふことを受けたときは、その旨を公示しなければならない。

3 委任都道府県知事は、前項の規定による通知を受けたときは、その旨を公示しなければならない。(試験事務の引継ぎ等に関する国土交通省令への委任)

第十六条の十八 前条第一項の規定により委任都道府県知事が試験事務を行うこととなつた場合、国土交通大臣が第十六条の十四第一項の規定により試験事務の廃止を許可し、若しくは第

十六条の十五第一項若しくは第二項の規定により指定期取り消した場合又は委任都道府県知事が指定試験機関に試験事務を行わせないことと定めた場合における試験事務の引継ぎその他の必要な事項は、国土交通省令で定める。

(受験手数料)

第十六条の十九 都道府県は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百二十七条の規定に基づき試験に係る手数料を徴収する場合においては、第十六条の二の規定により指定試験機関が行う試験を受けようとする者に、条例で定めるとところにより、当該手数料を当該指定試験機関に納めさせ、その収入とすることができる。

(合格の取消し等)

第十七条の十 都道府県は、第十七条の三の規定により登録を申請した者の行う登録講習

二年を経過しない者

三 法人であつて、講習業務を行ふ役員のうち

に前二号のいずれかに該当する者があるもの

四 國土交通大臣は、第十七条の三の規定により登録を申請した者の行う登録講習

二年を経過しない者

三 法人であつて、講習業務を行ふ役員のうち

に前二号のいずれかに該当する者があるもの

二 第十七条の十四の規定により第十六条第三項の登録を取り消され、その取消しの日から

一 年を経過しない者

三 法人であつて、講習業務を行ふ役員のうち

に前二号のいずれかに該当する者があるもの

四 國土交通大臣は、第十七条の三の規定により登録を取り消され、その取消しの日から

一 年を経過しない者

三 法人であつて、講習業務を行ふ役員のうち

に前二号のいずれかに該当する者があるもの

二 第十七条の十四の規定により第十六条第三項の登録を取り消され、その取消しの日から

一 年を経過しない者

三 法人であつて、講習業務を行ふ役員のうち

に前二号のいずれかに該当する者があるもの

四 國土交通大臣は、第十七条の三の規定により登録を取り消され、その取消しの日から

一 年を経過しない者

三 法人であつて、講習業務を行ふ役員のうち

に前二号のいずれかに該当する者があるもの

(業務の休廃止)

一

二

三

四

五

六

七

八

九

十

十一

十二

十三

十四

十五

十六

十七

十八

十九

二十

二十一

二十二

二十三

二十四

二十五

二十六

二十七

二十八

二十九

三十

三十一

三十二

三十三

三十四

三十五

三十六

三十七

三十八

三十九

四十

(業務の休廃止)

一

二

三

四

五

六

七

八

九

十

十一

十二

十三

十四

十五

十六

十七

十八

十九

二十

二十一

二十二

二十三

二十四

二十五

二十六

二十七

二十八

二十九

三十

三十一

三十二

三十三

三十四

三十五

三十六

三十七

三十八

三十九

四十

(業務の休廃止)

一

二

三

四

五

六

七

八

九

十

十一

十二

による講習業務を行うべきこと又は登録講習の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第十七条の十四 国土交通大臣は、登録講習機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて講習業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができ

る。

一 第十七条の四第一号又は第三号に該当するに至ったとき。

二 第十七条の八から第十七条の十まで、第十七条の十一第一項又は次条の規定に違反したとき。

三 正當な理由がないのに第十七条の十一第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

四 前二条の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により第十六条第三項の登録を受けたとき。

(帳簿の記載)

第十七条の十五 登録講習機関は、国土交通省令で定めるところにより、帳簿を備え、講習業務に關し国土交通省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(報告の微収)

第十七条の十六 国土交通大臣は、講習業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録講習機関に対し、講習業務の状況に關し必要な報告を求めることができる。

(立入検査)

第十七条の十七 国土交通大臣は、講習業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときには、その職員に、登録講習機関の事務所に立ち入り、講習業務の状況又は設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(公示)

第十七条の十八 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第十六条第三項の登録をしたとき。

二 第十七条の八の規定による届出があつたとき。

三 第十七条の十の規定による届出があつたとき。

四 第十七条の十四の規定により第十六条第三項の登録を取り消し、又は登録講習の業務の停止を命じたとき。

五 第十七条の十六の規定により第十六条第三項の登録を取り消し、又は登録講習の業務の停止を命じたとき。

六 第十七条の十七の規定により立入検査を命じたとき。

七 この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反したこ

とにより、又は刑法第一百四条、第二百六

条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二

十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは

暴力行為等处罚に関する法律の罪を犯したこ

とにより、又は執行を受けることがなくなつた

た日から五年を経過しない者

八 暴力団員等

九 第六十八条の二第一項第二号から第四号ま

で又は同条第二項第二号若しくは第三号のい

ずれかに該当するとして登録の消除の処分の

停止を命じたとき。

（宅地建物取引士の登録）

第十八条 試験に合格した者で、宅地若しくは建物の取引に關し国土交通省令で定める期間以上

の実務の経験を有するもの又は国土交通大臣がその実務の経験を有するものと同等以上の能力を有すると認めたものは、国土交通省令の定めるところにより、当該試験を行つた都道府県知事の登録を受けることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、この限りでない。

一 宅地建物取引業に係る営業に關し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者。

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者（当該免許を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聽聞の期日及び場所の公示の日前六十日以内にその法

人の役員であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないもの）

三 第六十六条第一項第八号又は第九号に該当することにより第三条第一項の免許を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者（当該免許を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聽聞の期日及び場所の公示の日前六十日以内にその法

人の役員であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないもの）

四 第六十六条第一項第八号又は第九号に該当するとして免許の取消処分の聽聞の期日及び場所が公示された日から当該処分をする日又は当該処分をしないことを決定する日までの間に第十二条第一項第五号の規定による届出があつた者（宅地建物取引業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で当該届出の登録年月日を登載してするものとする。

（登録の手続）

第十九条 前条第一項の登録を受けることができるとする者がその登録を受けようとするときは、登録申請書を同項の都道府県知事に提出しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の登録申請書の提出があつたときは、違滞なく、登録をしなければならない。

（登録の移転）

第二十条 第十八条第一項の登録を受けている者が次の各号のいずれかに該当することとなる場合においては、当該各号に定める者は、その日（第一号の場合にあつては、その事実を知つた日）から三十日以内に、その旨を当該登録をしている都道府県知事に届け出なければならない。

（死亡等の届出）

第二十一条 第十八条第一項の登録を受けている者が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該各号に定める者は、その日（第一号の場合にあつては、その事実を知つた日）から三十日以内に、その旨を当該登録をしている都道府県知事に届け出なければならない。

（変更の登録）

第二十二条 第十八条第一項の登録を受けている者は、登録を受けている事項に変更があつたときには、登録を受けている都道府県知事に申請しなければならない。

（申請等に基づく登録の消除）

第二十三条 都道府県知事は、次の各号の一に掲げる場合には、第十八条第一項の登録を消除しなければならない。

一 本人から登録の消除の申請があつたとき。

二 前条の規定による届出があつたとき。

三 前条第一号の規定による届出がなくて同号に該当する事実が判明したとき。

四 第十七条第一項又は第二項の規定により試験の合格の決定を取り消されたとき。

（宅地建物取引士証の交付等）

第二十四条 第十八条第一項の登録を受けている者は、登録をしている都道府県知事が国土交通省令の定めるところにより指定する講習で交付の申請前六月以内に行われるものを受講しなければならない。ただし、試験に合格した日から一年以内に宅地建物取引士証の交付を受けようとする者は又は第五項に規定する宅地建物取引士証の交付を受けようとする者については、この限りでない。

3	宅地建物取引士証（第五項の規定により交付された宅地建物取引士証を除く。）の有効期間は、五年とする。
4	宅地建物取引士証が交付された後第十九条の二の規定により登録の移転があつたときは、当該宅地建物取引士証は、その効力を失う。
5	前項に規定する場合において、登録の移転の申請とともに宅地建物取引士証の交付の申請があつたときは、移転後の都道府県知事は、前項の宅地建物取引士証の有効期間が経過するまでの期間を有効期間とする宅地建物取引士証を交付しなければならない。
6	宅地建物取引士は、第十八条第一項の登録が消滅されたときは、宅地建物取引士証が効力を失つたときは、速やかに、宅地建物取引士証をその交付を受けた都道府県知事に返納しなければならない。
7	宅地建物取引士は、第六十八条第二項又は第四項の規定による禁止の処分を受けたときは、速やかに、宅地建物取引士証をその交付を受けた都道府県知事に提出しなければならない。
8	宅地建物取引士の提出を受けた都道府県知事は、同項の禁止の期間が満了した場合においてその提出者から返還の請求があつたときは、直ちに、当該宅地建物取引士証を返還しなければならない。

2	前項の営業保証金の額は、主たる事務所及びその他の事務所ごとに、宅地建物取引業者の取引の実情及びその取引の相手方の利益の保護を考慮して、政令で定める額とする。
3	第一項の営業保証金は、国土交通省令の定めるところにより、国債証券、地方債証券その他等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二百七十八条第一項に規定する振替債権を有する者がその権利を実行したため、営業保証金が第二十五条第二項の政令で定める額を含む。）をもつて、これに充てることができるもの。

4	宅地建物取引業者は、営業保証金を供託したときは、その供託物受入れの記載のある供託書の写しを添附して、その旨をその免許を受けた国土交通大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。
5	宅地建物取引業者は、前項の規定による届出をした後でなければ、その事業を開始してはならない。

6	国土交通大臣又は都道府県知事は、第三条第一項の免許をした日から三月以内に宅地建物取引業者が第四項の規定による届出をしないときは、その届出をすべき旨の催告をしなければならない。
7	国土交通大臣又は都道府県知事は、前項の催告が到達した日から一月以内に宅地建物取引業者が第四項の規定による届出をしないときは、その免許を取り消すことができる。

8	前条第二項本文の規定は宅地建物取引士証の有効期間の更新を受けようとする者について、同条第三項の規定は更新後の宅地建物取引士証は、申請により更新する。
9	（宅地建物取引士証の提示）

第一項の四	宅地建物取引士は、取引の関係者から請求があつたときは、宅地建物取引士証を提示しなければならない。
第二十二条の三	宅地建物取引士証の有効期間

第一項の五	宅地建物取引士証の有効期間は、申請により更新する。
第二十二条の四	（国土交通省令への委任）

第一項の六	この章に定めるもののほか、試験、登録講習、登録講習機関、指定試験機関、第十一条第一項の登録、その移転及び宅地建物取引士証に関必要な事項は、国土交通省令で定められたる事務所のもよりの供託所に供託しなければならない。
第二十三条	（国土交通省令への委任）

第一項の七	この章に定めるもののほか、試験、登録講習、登録講習機関、指定試験機関、第十一条第一項の登録、その移転及び宅地建物取引士証に関必要な事項は、国土交通省令で定められたる事務所のもよりの供託所に供託しなければならない。
第二十四条	（営業保証金の供託等）

第一項の八	宅地建物取引業者は、営業保証金を主たる事務所のもよりの供託所に供託しなければならない。
第二十五条	（営業保証金の供託等）

第一項の九	宅地建物取引業者は、営業保証金を主たる事務所のもよりの供託所に供託しなければならない。
第二十六条	（営業保証金の取戻し）

第一項の十	事務所新設の場合の営業保証金
第二十七条	（営業保証金の取戻し）

第一項の十一	宅地建物取引業者は、事務所の開始後新たに事務所を設置したとき（第七条第一項各号の一に該当する場合において事務所の増設があつたときを含むものとする。）は、当該事務所につき前条第二項の政令で定める額の営業保証金を供託しなければならない。
第二十八条	（営業保証金の不足額の供託）

第一項の十二	前項の規定により供託する場合に準用する。
第二十九条	（営業保証金の保管替え等）

第一項の十三	宅地建物取引業者は、その主たる事務所を移転したためその最寄りの供託所が変更した場合において、金銭のみをもつて営業保証金を供託しているときは、法務省令・国土交通省令の定めるところにより、遅滞なく、費用を予納して、営業保証金を供託している供託所に對し、移転後の主たる事務所の最寄りの供託所への営業保証金の保管替えを請求し、その他の経過措置（経過措置に關し監督上必要な措置を含む。）を定めることができる。
第二十九条	（営業保証金の保管替え等）

第一項の十四	第二項の規定により供託する場合に準用する。
第三十条	（営業保証金の取戻し）

第一項の十五	第二項の規定による取戻しに準用する。
第三十一条	（営業保証金の取戻し）

第一項の十六	前項の規定により供託する場合に準用する。
第三十二条	（営業保証金の取戻し）

第一項の十七	前項の規定により供託する場合に準用する。
第三十三条	（営業保証金の取戻し）

第一項の十八	前項の規定により供託する場合に準用する。
第三十四条	（営業保証金の取戻し）

第一項の十九	前項の規定により供託する場合に準用する。
第三十五条	（営業保証金の取戻し）

第一項の二十	前項の規定により供託する場合に準用する。
第三十六条	（営業保証金の取戻し）

第一項の二十一	前項の規定により供託する場合に準用する。
第三十七条	（営業保証金の取戻し）

第一項の二十二	前項の規定により供託する場合に準用する。
第三十八条	（営業保証金の取戻し）

第一項の二十三	前項の規定により供託する場合に準用する。
第三十九条	（営業保証金の取戻し）

第一項の二十四	前項の規定により供託する場合に準用する。
第四十条	（営業保証金の取戻し）

第一項の二十五	前項の規定により供託する場合に準用する。
第四十一条	（営業保証金の取戻し）

第一項の二十六	前項の規定により供託する場合に準用する。
第四十二条	（営業保証金の取戻し）

第一項の二十七	前項の規定により供託する場合に準用する。
第四十三条	（営業保証金の取戻し）

第一項の二十八	前項の規定により供託する場合に準用する。
第四十四条	（営業保証金の取戻し）

第一項の二十九	前項の規定により供託する場合に準用する。
第四十五条	（営業保証金の取戻し）

第一項の三十	前項の規定により供託する場合に準用する。
第四十六条	（営業保証金の取戻し）

第一項の三十一	前項の規定により供託する場合に準用する。
第四十七条	（営業保証金の取戻し）

第一項の三十二	前項の規定により供託する場合に準用する。
第四十八条	（営業保証金の取戻し）

第一項の三十三	前項の規定により供託する場合に準用する。
第四十九条	（営業保証金の取戻し）

第一項の三十四	前項の規定により供託する場合に準用する。
第五十条	（営業保証金の取戻し）

第一項の三十五	前項の規定により供託する場合に準用する。
第五十一条	（営業保証金の取戻し）

第一項の三十六	前項の規定により供託する場合に準用する。
第五十二条	（営業保証金の取戻し）

第一項の三十七	前項の規定により供託する場合に準用する。
第五十三条	（営業保証金の取戻し）

第一項の三十八	前項の規定により供託する場合に準用する。
第五十四条	（営業保証金の取戻し）

第一項の三十九	前項の規定により供託する場合に準用する。
第五十五条	（営業保証金の取戻し）

第一項の四十	前項の規定により供託する場合に準用する。
第五十六条	（営業保証金の取戻し）

第一項の四十一	前項の

備されていない場合においては、その整備の見通し及びその整備についての特別の負担に関する事項

五 当該宅地又は建物が宅地の造成又は建築に関する工事の完了前のものであるときは、その完了時における形状、構造その他国土交通省令・内閣府令で定める事項

六 当該建物が建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）第二条第一項に規定する区分所有権の目的であるものであるときは、当該建物を所有するための一棟の敷地（一団地内に数棟の建物があつて、その団地内の建物の敷地に関する権利の種類及び内容、同条第四項に規定する共用部分に関する規約の定めその他の一棟の建物又はその敷地（一団地内に数棟の建物があつて、その団地内の土地又はこれに関する権利がそれらの建物の所有者の共有に属する場合には、その土地を含む。）に関する権利及びこれらの管理又は使用に関する事項で契約内容の別に応じて国土交通省令・内閣府令で定めるもの

六の二 当該建物が既存の建物であるときは、次に掲げる事項

イ 建物状況調査（実施後国土交通省令で定める期間を経過していないものに限る。）を実施しているかどうか、及びこれを実施している場合におけるその結果の概要

ロ 設計図書、点検記録その他の建物の建築及び維持保全の状況に関する書類で国土交通省令で定めるものの保存の状況

七 代金、交換差金及び借賃以外に授受される金銭の額及び当該金銭の授受の目的

八 契約の解除に関する事項

九 損害賠償額の予定又は違約金に関する事項

十 第四十二条第一項に規定する手付金等を受領しようとする場合における同条又是第四十二条の二の規定による措置の概要

十一 支払金又は預り金（宅地建物取引業者の相手方等からその取引の対象となる宅地又は建物に関し受領する代金、交換差金、借賃その他の金銭（第四十二条第一項又は第四十二条の二第一項の規定により保全の措置が講ぜられている手付金等を除く。）であつて国土交通省令・内閣府令で定めるものをいう。第六十四条の三第二項第一号において同じ。）を受領しようとする場合において同号の規定による保証の措置その他国土交通省令・内閣府令で定める保全措置を講ずるかどうか、

及びその措置を講ずる場合におけるその措置の概要

十二 代金又は交換差金に関する金銭の貸借のあつせんの内容及び当該あつせんに係る金銭の貸借が成立しないときの措置

十三 当該宅地又は建物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任の履行に関し保証保険契約の締結その他の措置で国土交通省令、内閣府令で定めるものを講ずるかどうか、及びその措置を講ずる場合におけるその措置の概要

十四 その他宅地建物取引業者の相手方等の利益の保護の必要性及び契約内容の別を勘案して、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める命令で定める事項

イ 事業を営む場合以外の場合において宅地又は建物を買い、又は借りようとする個人である宅地建物取引業者の相手方等の利益の保護に資する事項を定める場合 国土交通省令・内閣府令

ロ イに規定する事項以外の事項を定める場合 国土交通省令

宅地建物取引業者は、宅地又は建物の割賦販売（代金の全部又は一部について、目的物の引渡し後一年以上の期間にわたり、かつ、二回以上に分割して受領することを条件として販売することをいう。以下同じ。）の相手方に対して、その者が取得しようとする宅地又は建物に関する事項のほか、次に掲げる事項について、これららの事項を記載した書面を交付して説明をさせなければならない。

一 現金販売価格（宅地又は建物の引渡しまでにその代金の全額を受領する場合の価格をいう。）

二 割賦販売価格（割賦販売の方法により販売する場合の価格をいう。）

三 宅地又は建物の引渡しまでに支払う金銭の額及び賦払金（割賦販売の契約に基づく各回ごとの代金の支払分で目的物の引渡し後のもの）をいう。第四十二条第一項において同じ。）

四 宅地建物取引業者は、宅地又は建物に係る信託（当該宅地建物取引業者を委託者とするもの）の額並びにその支払の時期及び方法

に限る。)の受益権の売主となる場合における
売買の相手方に対し、その者が取得しようと
している信託の受益権に係る信託財産である宅
地又は建物に関し、その売買の契約が成立する
までの間に、宅地建物取引士をして、少なくと
も次に掲げる事項について、これらの事項を記
載した書面(第五号において図面を必要とする
ときは、図面)を交付して説明をさせなければ
ならない。ただし、その売買の相手方の利益の
保護のため支障を生ずることがない場合として
国土交通省令で定める場合は、この限りでな
い。

一 当該信託財産である宅地又は建物の上に存
する登記された権利の種類及び内容並びに登
記名義人又は登記簿の表題部に記録された所
有者の氏名(法人にあつては、その名称)

二 当該信託財産である宅地又は建物に係る都
市計画法、建築基準法その他の法令に基づく
制限で政令で定めるものに関する事項の概要

三 当該信託財産である宅地又は建物に係る私
道に関する負担に関する事項

四 当該信託財産である宅地又は建物に係る飲
用水、電気及びガスの供給並びに排水のため
の施設の整備の状況(これらの施設が整備さ
れていない場合においては、その整備の見通
し及びその整備についての特別の負担に関する
事項)

五 当該信託財産である宅地又は建物が宅地の
造成又は建築に関する工事の完了前のもので
あるときは、その完了時における形状、構造
その他国土交通省令で定める事項

六 当該信託財産である建物が建物の区分所有
等に関する法律第一条第一項に規定する区分
所有権の目的であるものであるときは、当該
建物を所有するための一棟の建物の敷地に関
する権利の種類及び内容、同条第四項に規定
する共用部分に関する規約の定めその他の一
棟の建物又はその敷地(一団地内に數棟の建
物があつて、その団地内の土地又はこれに関
する権利がそれらの建物の所有者の共有に属
する場合には、その土地を含む。)に関する
権利及びこれらの管理又は使用に関する事項
で定める事項

七 宅地建物取引士は、前三項の説明をするとき
は、説明の相手方に対し、宅地建物取引士証を
提示しなければならない。

宅地建物取引業者の方の相手方		宅地建物取引業者の方の相手方		宅地建物取引士をついて、これらの事項について、これらの方の相手方		宅地建物取引士をして、少なくとも次に掲げる事項について、これらの事項について、これらの方の相手方		宅地建物取引士をして、少なくとも次に掲げる事項について、これらの事項について、これらの方の相手方	
第一項		第二項		第三項		第四項		第五項	
手方	手方	手方	手方	手方	手方	手方	手方	手方	手方
交付して説明をさせなければ	交付して説明をさせなければ	交付しなれば	交付しなれば	前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について、これらの方の相手方	前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について、これらの方の相手方	交付しなれば	交付しなれば	交付しなれば	交付しなれば
替えて適用する第一項又は第二項の規定により読み交付すべき書面を作成したときは、宅地建物取引士をして、当該書面に記名させなければならない。	宅地建物取引業者は、前項の規定により読み交付すべき書面を作成したときは、宅地建物取引士をして、当該書面に記名させなければならない。	宅地建物取引士をして、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について、これらの方の相手方	宅地建物取引士をして、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について、これらの方の相手方	宅地建物取引士をして、少なくとも次に掲げる事項について、これらの事項について、これらの方の相手方	宅地建物取引士をして、少なくとも次に掲げる事項について、これらの事項について、これらの方の相手方	宅地建物取引士をして、少なくとも次に掲げる事項について、これらの事項について、これらの方の相手方	宅地建物取引士をして、少なくとも次に掲げる事項について、これらの事項について、これらの方の相手方	宅地建物取引士をして、少なくとも次に掲げる事項について、これらの事項について、これらの方の相手方	宅地建物取引士をして、少なくとも次に掲げる事項について、これらの事項について、これらの方の相手方
8 宅地建物取引業者は、第一項から第三項までの規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、第一項に規定する宅地建物取引業者の相手方等、第二項に規定する宅地若しくは建物の割賦販売の相手方又は第三項に規定する売買の相手方の承諾を得て、宅地建物取引士に、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法であつて第五項の規定による措置に代わる措置を講ずるものとして国土交通省令で定めるものにより提供せることができる。この場合における書面の交付に代えて、政令で定めるところによればならない。	9 宅地建物取引業者は、第六項の規定により読み替えて適用する第一項又は第二項の規定によれば、宅地建物取引士は、当該宅地建物取引士に当該書面を交付させたものとみなし、同項の規定は、適用しない。	6 次の表の第一欄に掲げる者が宅地建物取引業者である場合においては、同表の第二欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とし、前二項の規定は、適用しない。	5 第一項から第三項までの書面の交付に当たつては、宅地建物取引士は、当該書面に記名しなければならない。						

三の規定は、当該宅地建物取引業者が行う取引に代理等については、適用しない。

一 当該宅地建物取引業者が金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十九条の登録（同法第二十八条第四項に規定する投資運用業の種別に係るものに限る。）を受けた次のイ又はロに掲げる者と締結する当該イ又はロに定める契約

イ 当該宅地建物取引業者がその運用の指図を行ふ委託者指図型投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）第二条第一項に規定する投資委託者指図型投資信託をいう。）の信託財産の受託会社（同法第九条に規定する受託会社をいう。）同法第三条に規定する投資信託契約

ロ 当該宅地建物取引業者がその資産の運用を行う投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項に規定する投資法人をいう。）同法第一百八十八条规定する委託契約

二 当該宅地建物取引業者が次のイ又はロに掲げる規定に基づき宅地又は建物の売買、交換又は賃貸に係る業務を受託する場合における当該業務を委託する当該イ又はロに定める者と締結する当該業務の委託に関する契約

イ 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二百三条 同法第二条第三項に規定する特定目的会社

ロ 資産の流動化に関する法律第二百八十四条第二項 同法第二条第十六項に規定する受託信託会社等

三 当該宅地建物取引業者が不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第三条第一項の許可（同法第二条第四項第三号に掲げる業務の委託に関する契約）を受けた次の各号に掲げる行為に係る事業に係るものに限る。）を受けた当該宅地建物取引業者（以下「認可宅地建物取引業者」という。）が取引一任代理等を行う場合には、当該取引一任代理等に係る前項各号に掲げる契約の相手方に對しては、次の各号に掲げる規定にかかわらず、当該各号に定める行為をすることを要しない。

一 第三十五条第一項 同項に規定する書面の交付及び説明

二 第三十五条第二項 同項に規定する書面の交付及び説明

三 第三十五条の二 同条に規定する説明

四 第三十七条第一項 同項に規定する書面の交付

第五十条の二の二 国土交通大臣は、前条第一項の認可に条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、宅地及び建物の取引の公正を確保するため必要な最小限度のものに限り、かつ、当該認可を受ける者に不当な義務を課することとなるものでなければならない。

第五十条の二の三 国土交通大臣は、第五十条の二第一項の認可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、認可をしてはならない。

一 その行おうとする取引一任代理等を健全に遂行するに足りる財産の基礎を有しないこと。

二 その営む業務の収支の見込みが良好でない、取引一任代理等の公正を害するおそれがあること。

三 その行おうとする取引一任代理等を公正かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有しないこと。

四 國土交通大臣は、第五十条の二第一項の認可をしない場合においては、その理由を付した書面をもつて、申請者にその旨を通知しなければならない。

3 國土交通大臣は、第五十条の二第一項の認可をした場合であつて、当該宅地建物取引業者が都道府県知事に通報した場合は、遅滞なく、その旨を当該都道府県知事に通知しなければならない。

第五十条の二の四 金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。）、金融商品仲介業者（同条第十二項に規定する金融商品仲介業者をいう。）又は金融サービス仲介業者（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第一百一号）第十一一条第六項に規定する金融サービス仲介業者をいい、同条第四項に規定する有価証券等仲介業務の種別に係る同法第十二条の登録を受けているものに限る。）である宅地

建物取引業者が、宅地若しくは建物に係る信託の受益権又は当該受益権に対する投資事業に係る組合契約（民法第六百六十七条规定する組合契約をいう。）匿名組合契約（商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条规定する匿名組合契約をいう。）若しくは投資事業有限責任組合契約（投資事業有限責任組合契約をいう。）匿名組合契約（商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条规定する匿名組合契約をいう。）に基づく権利（以下この条において「不動産信託受益権等」という。）の所有となる場合（暗号等資産（金融商品取引法第二条第二十四項第三号の二に規定する暗号等資産をいう。以下この条において同じ。）を対価とする譲渡をする場合を含む。）又は不動産信託受益権等の売買（暗号等資産を対価とする譲渡又は譲受けを含む。）の代理若しくは媒介をする場合においては、これを当該宅地建物取引業者が宅地又は建物に係る信託（当該宅地建物取引業者を委託者とするものに限る。）の受益権の売主となる場合とみなして第三十五条第三項から第五項まで及び第八項の規定を適用する。この場合において、同条第三項本文中「売買の相手方に対して」とあるのは「売買の相手方又は代理を依頼した者若しくは媒介に係る売買の各当事者（以下「不動産信託受益権売買等の相手方」という。）に対して」と、「信託の受益権に係る」とあるのは「第五十条の二の四に規定する不動産信託受益権等に係る」と、同項ただし書中「売買の相手方」とあり、同項第七号中「信託の受益権の売買の相手方」とあり、及び同条第八項中「第三項に規定する売買の相手方」とあるのは「不動産信託受益権売買等の相手方」とする。

第五十条の二の五 第三十四条の二第五項の規定による指定（以下この節において「指定」という。）は、次に掲げる要件を備える者であつて、次条第一項各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものにつき、国土交通省令で定めるところにより、その者の同意を得て行わなければならない。

一 宅地及び建物の取引の適正の確保及び流通の円滑化を目的とする一般社団法人又は一般財團法人であること。

2 第五十条の十四第一項の規定により指定を受けて登録を受けていた者（以下この節において「登記業務」という。）の運営に關し、宅地又は建物を登録しようとする者その他指定流通

三 役員のうちに次のいずれかに該当する者がないこと。

イ 第五条第一項第一号、第五号又は第六号に該当する者

ロ 指定流通機構が第五十条の十四第一項の認可の条件（認可の条件）

ハ 心身の故障により指定流通機構の業務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの

2 国土交通大臣は、指定をしたときは、指定流通機構の名称及び主たる事務所の所在地、当該指定をした日その他の国土交通省令で定める事項を公示しなければならない。

3 指定流通機構は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

4 国土交通大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。

第五十条の三 指定流通機構は、この節の定めるところにより、次に掲げる業務を行うものとする。（指定流通機構の業務）

1 専任媒介契約その他の宅地建物取引業に係る契約の目的物である宅地又は建物の登録に關すること。

2 前号の登録に係る宅地又は建物についての情報、宅地建物取引業者に對し、定期的に又は依頼に応じて提供すること。

3 前二号に掲げるもののほか、前号の情報に關する統計の作成その他宅地及び建物の取引の適正の確保及び流通の円滑化を図るために必要な業務

2 指定流通機構は、国土交通省令で定めるところにより、その業務の一部を、国土交通大臣の承認を受けて、他の者に委託することができます。

第五十条の四 指定流通機構は、前条第一項第一号及び第二号に掲げる業務（以下この節において「登記業務」という。）の運営に關し、宅地又は建物を登録しようとする者その他指定流通

機構を利用するしようとする宅地建物取引業者に対して、不當に差別的な取扱いをしてはならない。

(登録業務規程) 指定流通機構は、登録業務に関する規程（以下この節において「登録業務規程」という。）を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 登録業務規程には、登録業務の実施方法（登録業務の連携、代行等に関する他の指定流通機構との協定の締結を含む。）、登録業務に対する料金その他の国土交通省令で定める事項を定めておかなければならない。この場合において、公正正な原価を償う限度のものであり、かつ、公正妥当なものでなければならぬ。

3 国土交通大臣は、第一項の認可をした登録業務規程が登録業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定流通機構に対し、その登録業務規程を変更すべきことを命ぜることができる。

(登録を証する書面の発行)

第五十条の六 指定流通機構は、第三十四条の二

第五項の規定による登録があつたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該登録をした宅地建物取引業者にし、当該登録を証する書面を発行しなければならない。

(売買契約等に係る件数等の公表)

第五十条の七 指定流通機構は、当該指定流通機構に登録された宅地又は建物について、国土交

通省令で定めるところにより、毎月の売買又は交換の契約に係る件数その他国土交通省令で定める事項を公表しなければならない。

(事業計画等)

第五十条の八 指定流通機構は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度に

開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、國

土交通大臣の認可を受けなければならぬ。こ

れを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定流通機構は、毎事業年度、事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に、国土交通大臣に提出しなければな

らない。

(登録業務に関する情報の目的外使用の禁止)

第五十条の九 指定流通機構の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、登録業務に関し

て得られた情報を、第五十条の三第一項に規定する業務の用に供する目的以外に使用してはならない。

(役員の選任及び解任)

第五十条の十 指定流通機構の役員の選任及び解任は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 國土交通大臣は、指定流通機構の役員が、この法律の規定（この法律に基づく命令又は処分を含む。）若しくは第五十条の五第一項の規定により認可を受けた登録業務規程に違反する行為をしたとき、又は登録業務に関して著しく不当な行為をしたときは、指定流通機構に対し、その役員を解任すべきことを命ぜることができる。

(監督命令)

(報告及び検査)

第五十条の十一 国土交通大臣は、第五十条の三

第一項に規定する業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定流通機構に対し、当該業務に関する監督上必要な命令をすれば、その他の物件を検査させることができる。

第五十条の十二 国土交通大臣は、第五十条の三

第一項に規定する業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定流通機構

に対し、当該業務に関する監督上必要な命令をすれば、その他の物件を検査させることができる。

第五十条の十三 指定流通機構は、登録業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときには、休止し、又は廃止しようとする日の三十日前までに、国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。

2 國土交通大臣は、前項の届出があつたとき

は、その旨を公示しなければならない。

(指定の取消し等)

指定流通機構に対し、その指定を取り消し、又は期間を定めて登録業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 この節の規定又は当該規定に基づく命令若しくは处分に違反したとき。

3 第五十条の五第一項の規定により認可を受けた登録業務規程によらないで登録業務を行つたとき。

2 第十六条の十五第三項から第五項までの規定は、前項の規定による処分に係る聴聞について準用する。

3 國土交通大臣は、第一項の規定による処分をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(他の指定流通機構による登録業務の実施等)

3 第一条の規定による登録業務の全部若しくは一部の休止若しくは廃止の届出があつたとき、前条第一項の規定により指定を取り消したとき若しくは登録業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定流通機構が天災その他の事態により登録業務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、当該登録業務の全部又は一部を、第五十条の五第一項の認可をした登録業務規程に従い、他の指定流通機構に行わせることができる。

2 國土交通大臣は、前項の規定により他の指定流通機構に登録業務を行わせることとしたときには、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

3 前項に定めるもののほか、第一項に規定する事由が生じた場合における所要の経過措置は、合理的に必要と判断される範囲内において、国土交通省令で定めることができる。

(指定の基準)

第五十二条 國土交通大臣は、指定を申請した者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定をしてはならない。

2 収支の見積りその他国土交通省令で定める事項を記載した事業計画書

3 前項第一号の事業方法書には、保証の目的の範囲、支店及び政令で定めるその他の営業所の

権限に関する事項、保証限度、各保証委託者から

の保証の受託の限度、保証委託契約の締結の方法に関する事項、保証の受託の拒否の基準に

関する事項その他国土交通省令で定める事項を記載しなければならない。

(指定の基準)

第五十二条 國土交通大臣は、指定を申請した者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定をしてはならない。

2 資本金の額が五千万円以上の株式会社でな

いこと。

3 前号に規定するほか、その行おうとする手

付金等保証事業を健全に遂行するに足りる財

産的基礎を有しないこと。

4 定款の規定又は事業方法書若しくは事業計

画書の内容が法令に違反し、又は事業の適正

な運営を確保するのに十分でないこと。

5 第六十二条第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しないこと。

6 この法律の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けたことがなくなつた日から五年を経過しないこと。

7 役員のうちに次のいずれかに該当する者の

た申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 商号
二 本店、支店その他政令で定める営業所の名称及び所在地
三 資本金の額
四 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款及び事業方法書
二 収支の見積りその他国土交通省令で定める事項を記載した事業計画書
三 手付金等保証事業に係る保証委託契約約款
四 前項第一号の事業方法書には、保証の目的の範囲、支店及び政令で定めるその他の営業所の

権限に関する事項、保証限度、各保証委託者から

の保証の受託の限度、保証委託契約の締結の方法に関する事項、保証の受託の拒否の基準に

関する事項その他国土交通省令で定める事項を記載しなければならない。

2 登録業務を適正かつ確実に実施することができる。

3 第五十条の五第一項の規定により認可を受けた登録業務規程によらないで登録業務を行つたとき。

2 第十六条の十五第三項から第五項までの規定は、前項の規定による処分に係る聴聞について準用する。

3 國土交通大臣は、第一項の規定による処分をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(他の指定流通機構による登録業務の実施等)

3 第一条の規定による登録業務の全部若しくは一部の休止若しくは廃止の届出があつたとき、前条第一項の規定により指定を取り消したとき若しくは登録業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定流通機構が天災その他の事態により登録業務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、当該登録業務の全部又は一部を、第五十条の五第一項の認可をした登録業務規程に従い、他の指定流通機構に行わせることができる。

2 國土交通大臣は、前項の規定により他の指定流通機構に登録業務を行わせることとしたときには、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

3 前項第一号の事業方法書には、保証の目的の範囲、支店及び政令で定めるその他の営業所の

権限に関する事項、保証限度、各保証委託者から

の保証の受託の限度、保証委託契約の締結の方法に関する事項、保証の受託の拒否の基準に

関する事項その他国土交通省令で定める事項を記載しなければならない。

(指定の基準)

第五十二条 國土交通大臣は、指定を申請した者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定をしてはならない。

2 資本金の額が五千万円以上の株式会社でな

いこと。

3 前号に規定するほか、その行おうとする手

付金等保証事業を健全に遂行するに足りる財

産的基礎を有しないこと。

4 定款の規定又は事業方法書若しくは事業計

画書の内容が法令に違反し、又は事業の適正

な運営を確保するのに十分でないこと。

5 第六十二条第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しないこと。

6 この法律の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けたことがなくなつた日から五年を経過しないこと。

7 役員のうちに次のいずれかに該当する者の

あること。

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得た者

の

においては、当該認可を取り消すことができる。

一 認可を受けてから一年以内に第五十条の二第一項各号のいずれかに該当する契約を締結せず、又は引き続いて一年以上同項各号のいずれかに該当する契約を締結していないとき。

二 不正の手段により第五十条の二第一項の認可を受けたとき。

三 第六十五条第二項各号のいずれかに該当し情状が特に重いとき、又は同項の規定による業務の停止の処分に違反したとき。

四 土地建物取引業者は、当該認可宅地建物取引業者に係る認可は、その効力を失う。

(宅地建物取引士としてすべき事務の禁止等)

第六十八条 都道府県知事は、その登録を受けている宅地建物取引士が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該宅地建物取引士に係る認可を取り消すことができる。
二号に該当したときは、若しくは第二十五条第七項、第六十六条若しくは第六十七条第一項の規定により免許を取り消されたときは、当該認可宅地建物取引業者が同条第一項第二号に該当したとき、若しくは第二十五条第七項、第六十六条若しくは第六十七条第一項の規定により免許を取り消されたときは、当該認可宅地建物取引業者に係る認可は、その効力を失う。

第六十九条 都道府県知事は、その登録を受けている宅地建物取引士が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該宅地建物取引士に係る認可を取り消すことができる。
二号に該当したときは、若しくは第二十五条第七項、第六十六条若しくは第六十七条第一項の規定により免許を取り消されたときは、当該宅地建物取引業者がその旨の表示をしたとき。

二 他人に自己の名義の使用を許し、当該他人がその名義を使用して宅地建物取引士である旨の表示をしたとき。

三 宅地建物取引士として行う事務に関する不正又は著しく不当な行為をしたとき。
都道府県知事は、その登録を受けている宅地建物取引士が前項各号のいずれかに該当する場合又は同項若しくは次項の規定による指示に従わぬ場合においては、当該宅地建物取引士に對し、一年以内の期間を定めて、宅地建物取引士としてすべき事務を行うことを禁止することができる。

3 都道府県知事は、当該都道府県の区域内において、他の都道府県の登録を受けている宅地建物取引士が第一項各号のいずれかに該当する場合においては、当該宅地建物取引士に対し、必要な指示をすることができる。

4 都道府県知事は、当該都道府県の区域内において、他の都道府県の登録を受けている宅地建物取引士が第一項各号のいずれかに該当する場合又は同項若しくは前項の規定による指示に従わない場合には、当該宅地建物取引士に対し、一年以内の期間を定めて、宅地建物取引士としてすべき事務を行うことを禁止することができる。

(登録の消除)

第六十八条の二 都道府県知事は、その登録を受けている宅地建物取引士が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該登録を消除しなければならない。

一 第十八条第一項第一号から第八号まで又は第十二号のいずれかに該当するに至つたとき。

二 不正の手段により第十八条第一項の登録を受けたとき。

三 不正の手段により宅地建物取引士証の交付を受けたとき。

四 前条第一項各号のいずれかに該当し情状が特に重いときは同条第二項若しくは第四項の規定による事務の禁止の処分に違反したとき。

五 建物取引士証の交付を受けていないものが次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該登録をしていない都道府県知事は、当該登録を消除しなければならない。

一 第十八条第一項第一号から第八号まで又は第十二号のいずれかに該当するに至つたとき。

二 不正の手段により第十八条第一項の登録を受けたとき。

三 宅地建物取引士としてすべき事務を行ひ、情状が特に重いとき。

四 (聴聞の特例)

第六十九条 国土交通大臣又は都道府県知事は、

一 第六十五条又は第六十八条の規定による处分をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分に従わぬ場合において同じ)、第三十五条(第六十五条又は第六十八条の規定による処分をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分に従わぬ場合において同じ)、第三十五条の二から第四

2 第十六条の十五第三項から第五項までの規定による处分(第五項第一号から第三号までを除く)。

三 第六十五条第二項若しくは第四項、第六十六条又は第六十八条又は前条の規定による处分(第二項第一号から第三号までを除く)。

四 第六十五条第二項若しくは第二項の規定による处分をしたときは、国土交通省令の定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

第七十条 国土交通大臣又は都道府県知事は、第六十五条第二項若しくは第四項、第六十六条又は第六十八条の二第一項若しくは第二項の規定による处分をしたときは、国土交通省令の定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

2 国土交通大臣は、第六十五条第二項の規定による处分(第五十条の二第一項の認可に係る处分に限る)又は第六十七条の二第一項若しくは第二項の規定による处分をした場合であつて、当該認可宅地建物取引業者が都道府県知事の免許を受けたものであるときは、遅滞なく、その旨を当該都道府県知事に通知しなければならない。

3 都道府県知事は、第六十五条第三項又は第四項の規定による处分をしたときは、遅滞なく、その旨を、当該宅地建物取引業者が国土交通大臣の免許を受けたものであるときは国土交通大臣に報告し、当該宅地建物取引業者が他の都道府県知事の免許を受けたものであるときは当該他の都道府県知事に通知しなければならない。

4 都道府県知事は、第六十八条第三項又は第四項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を当該宅地建物取引士の登録をしている都道府県知事に通知しなければならない。

2 内閣総理大臣は、国土交通大臣の免許を受けた宅地建物取引業者の第三十五条第一項第十四号に規定する宅地建物取引業者の相手方等の利益の保護を図るために必要なと認めると認めると国土交通大臣に対し、前項に規定する処分(第二号から第四号までを除く)若しくは第二項(第一号及び第一号の二を除く)又は第六十六条第一項(第一号から第八号までを除く)の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議しなければならない。

3 都道府県知事は、第六十五条第三項又は第四項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を、当該宅地建物取引業者が国土交通大臣の免許を受けたものであるときは国土交通大臣に報告し、当該宅地建物取引業者が他の都道府県知事の免許を受けたものであるときは当該他の都道府県知事に通知しなければならない。

4 都道府県知事は、第六十八条第三項又は第四項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を当該宅地建物取引士の登録をしている都道府県知事に通知しなければならない。

2 内閣総理大臣は、国土交通大臣は、宅地建物取引業者に對して、都道府県知事は、当該都道府県の区域内で宅地建物取引業者を営む宅地建物取引業者に對して、宅地建物取引業者の健全な発達を図るため必要な指導、助言及び勧告をすることができる。

3 内閣総理大臣は、前条第二項の規定による意見述べるため特に必要があると認めるときは、同項に規定する宅地建物取引業者に對して、その業務について必要な報告を求め、又はその職員に事務所その他その業務を行なう場所に立ち入り、帳簿、書類その他業務に關係ある物件を検査させることができる。

2 内閣総理大臣は、前条第二項の規定による意見述べるため特に必要があると認めるときは、同項に規定する宅地建物取引業者に對して、その業務について必要な報告を求め、又はその職員に事務所その他その業務を行なう場所に立ち入り、帳簿、書類その他業務に關係ある物件を検査させることができる。

3 国土交通大臣は、全ての宅地建物取引士に對して、都道府県知事は、その登録を受けている宅地建物取引士及び当該都道府県の区域内でその業務を行なう宅地建物取引士に對して、宅地建物取引士の業務の適正な遂行を確保するため必

十五条まで、第四十七条又は第四十七条の二の規定に違反した場合(当該宅地建物取引業者が、第三十五条第一項第十四号に規定する宅地建物取引業者の相手方等と契約を締結する場合に限る)において、第六十五条第二項(第一号から第四号までを除く)若しくは第二項(第一号及び第一号の二を除く)又は第六十六条第一項(第一号から第八号までを除く)の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議しなければならない。

2 内閣総理大臣は、国土交通大臣の免許を受けた宅地建物取引業者の第三十五条第一項第十四号に規定する宅地建物取引業者の相手方等の利益の保護を図るために必要なと認めると認めると国土交通大臣に対し、前項に規定する処分(第二号から第四号までを除く)若しくは第二項(第一号及び第一号の二を除く)又は第六十六条第一項(第一号から第八号までを除く)の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議しなければならない。

3 都道府県知事は、当該都道府県の区域内において、他の都道府県の登録を受けている宅地建物取引士が第一項各号のいずれかに該当する場合においては、当該宅地建物取引士に対する指示をすることができる。

4 都道府県知事は、当該都道府県の区域内において、他の都道府県の登録を受けている宅地建物取引士が第一項各号のいずれかに該当する場合においては、当該宅地建物取引士に対する指示をすることができる。

附 則 (昭和三四年四月一日法律第一
一一号)

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三九年七月一〇日法律第一
六六号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。ただし、第二十二条の三の改正規定、同条の次に三条を加える改正規定中第二十二条の四に係る部分、本則中第二十八条の次に一条を加える改正規定及び附則第十八条の規定は、昭和四十二年四月一日から、附則第二十項中建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)第十条第一項の表の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過規定)

8 この法律の施行の際現に宅地建物取引業を営んでる部分、本則中第二十八条の次に一条を加える改正規定及び附則第十八条の規定は、昭和四十二年四月一日から、附則第二十項中建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)第十条第一項の表の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過規定)

9 この法律の施行の際現に宅地建物取引業を営んでる信託会社及び信託業務を兼営する銀行は、この法律の施行の日から二週間以内に、建設省令の定めるところにより、その旨を建設大臣に届け出なければならない。

(経過規定)

10 法人の代表者又は法人の代理人、使用人その他従業者が、その法人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対しても同項の刑を科する。ただし、法人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対しがる注意及び監督が尽くされたことの証明があつたときは、その法人については、この限りでない。

(経過規定)

11 旧法の規定による宅地建物取引業試験に合格した者(宅地建物取引業法の一部を改正する法律(昭和三十二年法律第百三十一号)附則第二項の規定により旧法第十一条の二第一項に規定する宅地建物取引業法の一部を改正する法律(昭和三十二年法律第百三十一号)附則第二項の規定により合格した者とみなす)は、新法の規定による宅地建物取引業の規定による宅地建物取引主任者資格試験に合格した者とみなす。

(経過規定)

12 この法律の施行の際現に宅地建物取引業を営むこととされる場合を含む。(以下附則第十六項において同じ。)の規定に基づき供託された營業保証金は、新法の規定に基づき供託された營業保証金とみなす。

13 この法律の施行の際現に宅地建物取引業者である者でこの法律の施行の日以後において新法第三条第一項の免許を受けて引き続き宅地建物取引業を営むもの又はこの法律の施行の際現に宅地建物取引業を営んでる信託会社及び信託業務を兼営する銀行について、新法第十二条の二の規定を適用することとしたならばその営業保証金の額が新法第十二条の二第二項に規定する額に不足することとなる場合においては、その者の営業保証金の額は、この法律の施行の日から二年間は、なお従前の例による。

取引業を営むもの又はこの法律の施行の際現に宅地建物取引業を営んでる信託会社及び信託業務を兼営する銀行について、新法第十二条の二の規定を適用することとしたならばその営業保証金の額が新法第十二条の二第二項に規定する額に不足することとなる場合においては、その者の営業保証金の額は、この法律の施行の日から二年間は、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

4 附則第二項の規定に違反した者は、新法第二十条第一項の規定に違反したものとみなし、新法の規定を適用する。

5 附 則 (昭和五五年五月二一日法律第五
六号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施

行する。

(経過措置)

3 新法第三十八条から第四十三条までの規定は、この法律の施行前に締結された宅地若しくは建物の売買契約又はこの法律の施行前に締結された売買契約に係る宅地若しくは建物については、適用しない。

4 附則第三項の規定に違反したものとみなし、新法第十二条第二項から第六項までの規定を適用する。

5 宅地建物取引業者が、この法律の施行前にこの法律による改正前の宅地建物取引業法(以下「旧法」という。)第二十条第一項から第三項まで又は第二十条の二第一項に規定する場合に該当した場合における当該宅地建物取引業者に対する処分については、新法第六十五条又は第六十六条に規定する相当の場合に該当したものとみなして、これらの規定を適用する。

6 旧法の規定により建設大臣又は都道府県知事がした処分その他の行為は、新法の規定により建設大臣又は都道府県知事がした処分その他の行為とみなす。

7 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

8 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

9 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

10 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

11 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

12 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

13 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

14 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

15 旧法第二十条第一項第一号又は第二項第三号から第五号までの規定によりなされた登録の取消しは、新法第二十条第二項第二号から第五号までの規定によりなされた免許の取消しとみなす。

16 旧法第二十条第一項第一号又は第二項第三号から第五号までの規定によりなされた登録の取消しは、新法第二十条第二項第二号から第五号までの規定によりなされた免許の取消しとみなす。

17 旧法第二十条第一項第一号又は第二項第三号から第五号までの規定によりなされた登録の取消しは、新法第二十条第二項第二号から第五号までの規定によりなされた免許の取消しとみなす。

18 旧法第二十条第一項第一号又は第二項第三号から第五号までの規定によりなされた登録の取消しは、新法第二十条第二項第二号から第五号までの規定によりなされた免許の取消しとみなす。

19 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により従前の例によることとされる宅地建物取引業に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

20 附 則 (昭和四二年六月一二日法律第三
六号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、登録免許税法の施行の日から施行する。

2 この法律の施行前に宅地建物取引業者が依頼する契約書の送付については、なお従前の例によることとされる場合を含む。

3 この法律の施行前に宅地建物取引業者が依頼する契約書の送付については、なお従前の例によることとされる場合を含む。

ら一月以内に、主たる事務所のもよりの供託所にその不足額を供託しなければならない。

4 附則第二項の規定に違反した者は、新法第二十条第一項の規定に違反したものとみなし、新法の規定を適用する。

5 附 則 (昭和五七年六月二十四日法律第一
〇〇号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。

(経過措置)

2 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二十五条第二項の改正規定及び附則第二項から第四項までの規定は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。

(経過措置)

3 この法律の施行の日から前項の規定により都道府県知事が定める期間内に限り、改正後の宅地建物取引業法第二十二条の二第一項の宅地建物取引主任者証(以下「取引主任者証」という。)の交付を申請することができる。

4 この法律の施行の日から前項の規定により都道府県知事が定める期間の満了の日(同項の規定による申請があつたときは、その申請に係る取引主任者証が交付される日)までの間においては、同項に規定する者に対しては、改正前の宅地建物取引業法第四十八条第二項の証明書又是次項の規定による証明書を取り主任者証とみなして、改正後の宅地建物取引業法の規定を適用する。

5 宅地建物取引業者は、前項に規定する期間において、附則第三項に規定する者に対し、改正

は旧法第五十条第一項の届出については、なお従前の例による。

(媒介の契約に関する経過措置)

附則第一項第二号に掲げる改正規定の施行前に締結された宅地又は建物の売買又は交換の媒介の契約については、新法第三十四条の二の規定にかかるわらず、なお従前の例による。(監督処分に関する経過措置)

附則第三項に規定する者に対する免許の取消しその他の監督上の処分、この法律の施行の際に旧法第十八条第一項の登録を受けている者若しくはこの法律の施行前に当該登録の申請に基づきこの法律の施行後に登録を受けた者に対する登録の消除その他の監督上の処分又はこの法律の施行の際に旧法第四十一条第一項第一号、第四十一条の二第一項第一号若しくは第六十四条の二第一項の指定を受けている者若しくはこの法律の施行前にしたこれらの指定の申請に基づきこの法律の施行後に指定を受けた者に対する指定の取消しその他の監督上の処分に関しては、この法律の施行前に生じた事由については、なお従前の例による。(罰則に関する経過措置)

8

この法律の施行前に旧法第四十一条第一項第一号に掲げる改正規定は、当該各号に定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

この法律(附則第一項第一号に掲げる改正規定にあつては、当該改正規定)の施行前にした行為及び附則第五項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における当該規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成七年五月一二日法律第九一)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成七年六月七日法律第一〇六)

(施行期日)

第一条 この法律は、保険業法(平成七年法律第一百五号)の施行の日から施行する。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成九年一一月二一日法律第一〇五)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定められた日から施行する。

8

業法第二十二条の二第三項(同法第二十二条の三第二項において準用する場合を含む。)の規定は、第十六条の規定による改正後の宅地建物取引業法第二十二条の二第一項の取引主任者証から適用する。

附 則 (平成一一年七月一六日法律第八)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

この法律の施行前にしたこれらの指定の申請に基づきこの法律の施行後に指定を受けた者に対する指定の取消しその他の監督上の処分に関しては、この法律の施行前に生じた事由については、なお従前の例による。

第六十四条の二第一項の指定を受けている者若しくはこの法律の施行前にしたこれらの指定の申請に基づきこの法律の施行後に指定を受けた者に対する指定の取消しその他の監督上の処分に関しては、この法律の施行前に生じた事由については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により國又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののはか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により國又は地方公共団体の相当の機関に對して報告、届出、提出その他の手續をしなければならない事項についてその手續がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

第二百六十二条 施行日前においてこの法律による処分であつて、当該処分を行った行政庁(以下この条において「処分」という。)に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁(以下この条において「上級行政庁」という。)があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分の上級行政庁であつた行政庁とする。

前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

2

附 則 (平成一一年一二月八日法律第一五)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一一年一二月八日法律第一五)

(経過措置)

第三条 民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第四百四十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一一年一二月二二日法律第一六〇)

(手数料に関する経過措置)

附則第六十三条において同じ。の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれららの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第一条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後の行為又は申請等の行為とみなす。

(罰則に関する経過措置)

附則第六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

附 則 (平成一一年一二月八日法律第一五)

(施行期日)

第一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第二百五十四条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようになるとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行ふものとする。

第二百五十五条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第二百五十六条 第一百六十二条の規定によれば、この法律の施行前にされた國等の事務に係る部分に限る。)、第二百四十四条の規定に係る部分に限る。)、農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。)、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定(同法附則第十項規定(市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。)並びに附則第七条、第十条、第二百五十九条、第五十九条の二、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二十二条の規定)公布の日

(国等の事務)

第一条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するものほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則第六十一条において「国等の事務」という。)は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により處理するものとする。

規定期については、当該各規定。以下この条及び

附則（令和六年六月一九日法律第五三号）抄

三 前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

科目	一 この法律その他関係法令に関する科目	二 宅地及び建物の取引に係る紛争の防止に関する科目	三 土地の形質、地積、地目及び種別並びに建物の形質、構造及び種別に関する科目	四 宅地及び建物の需給に関する科目	五 宅地及び建物の調査に関する科目	六 宅地及び建物の取引に係る科目的	七 税務に関する科目
講師	弁護士 不動産鑑定士 宅地建物取引士であつて、宅地建物取引業に従事した経験を有する者	前号に掲げる者と同等の知識及び経験を有する者	不動産鑑定士 宅地建物取引士であつて、宅地建物取引業に従事した経験を有する者	前号に掲げる者と同等の知識及び経験を有する者	税理士 宅地建物取引士であつて、宅地建物取引業に従事した経験を有する者	税理士 宅地建物取引士であつて、宅地建物取引業に従事した経験を有する者	税理士 宅地建物取引士であつて、宅地建物取引業に従事した経験を有する者

別表（第十七条の五関係）

第一条 この法律は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律）一部を改正する法律附則第五条の改正規定（同条第一項中、「主幹保育教諭、指導保育教諭」を削る部分を除く。）に限る。及び第三条（教育職員免許法附則第十八項の改正規定による。）の規定並びに次条及び附則第八条の規定 公布の日
（政令への委任）

第八条 附則第二条から前条までに規定するもの
のほか、この法律の施行に関し必要な経過措置
(同法二二〇条第一項第一号の「経過措置」とは、文部省が之